

# 日・ASEAN 友好40周年に伴う数次短期滞在査証

## 1. 発給条件対象者

- (1) ICAO（国際民間航空機構）標準の機械読取式一般旅券（MRP）又は IC 一般旅券を所持するフィリピン国民。
- (2) 日本国において在留資格「短期滞在」に該当する活動を行うことを目的とする方。
- (3) 数次短期滞在査証の発給を希望する方。

## 2. 発給条件（以下のいずれかの条件を満たす必要があります）

- (1) 過去3年間に日本国への短期滞在での渡航歴があり、その間に日本国国内法令に違反するなど日本国における入国・在留状況に問題が認められず、かつ渡航費・滞在費等の経済支弁能力を有する方。
- (2) 過去3年間に日本国への短期滞在での渡航歴があり、その間に日本国国内法令に違反するなど日本国における入国・在留状況に問題が認められず、かつ過去3年間に日本国を除いたG7諸国（仏、米、英、独、伊、加の6カ国）への短期滞在での複数回の渡航歴が旅券で確認できる方。
- (3) 十分な経済力を有する方
- (4) 上記(3)の配偶者又は子

## 3. 提出書類

※各提出書類に関する注意事項は別紙「各提出書類についての補足説明・注意事項」、その他留意事項は「提出書類についての留意事項」をご確認ください。

### 【共通書類】

1. 数次有効査証発給希望理由書（申請人作成）※大使館規定書式での提出が必要です。
2. フィリピン国パスポート
3. 査証申請書
4. 申請用写真
5. 滞在日程表（初回の渡航予定）

### 【発給条件別の提出書類】

#### ●発給条件2（1）に該当する方

6. 日本国の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可印が貼付された現有旅券または旧旅券。
7. 申請人の納税証明書
8. 申請人の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書

#### ●発給条件2（2）に該当する方

9. 日本国の短期滞在査証及び在留資格「短期滞在」の上陸許可印が貼付された現有旅券または旧旅券。
10. 過去3年以内に日本国を除いたG7諸国への短期滞在での複数回の渡航歴が確認できる、G7諸国の入国査証及び出入国印がある現有旅券又は旧旅券。

●発給条件2（3）に該当する方

11. 国家統計局（PSA）発行の出生証明書（注1）
12. 国家統計局（PSA）発行の婚姻証明書（既婚者のみ）（注2）
13. 申請人の納税証明書
14. 申請人の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書

●発給条件2（4）に該当する方（上記2（3）の配偶者及び／又は子）

15. 扶養者（上記2（3））に該当する方の納税証明書
  16. 扶養者の預金残高証明書又は株式の配当金証明書等、十分な経済力を証明する文書
  17. 扶養者作成の身元保証書
  18. 国家統計局（PSA）発行の出生証明書（注1）
  19. 国家統計局（PSA）発行の婚姻証明書（既婚者のみ）（注2）
- 

（注1・出生証明書について）

(1) 出生届けが未登録の方

①PSAのみが未登録の場合

・ PSA 発行の未登録証 +市町村役場発行の出生証明書

②PSA+市町村役場ともに未登録の場合

・ PSA 発行の未登録証 +市町村役場発行の未登録証

(2) 出生届けが遅延登録の方

※PSA 発行の出生証明書に加えて、以下の書類を提出してください。

①洗礼証明書

②学校成績表（小学校又は高校、フォーム137）

③卒業アルバム（提出可能な方）／コピー可

※①②は両方共必須となります。

(3) PSA 発行の出生証明書の文字が不明瞭な場合

・ PSA 発行の出生証明書 +市町村役場発行の出生証明書

（注2・婚姻証明書について）

(1)既婚者で婚姻記録が PSA がない場合

1. PSA 発行の無結婚証明書+市町村役場発行の婚姻証明書